

江別市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前審査)

第2条 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請しようとする者（第6条及び第9条において「申請者」という。）は、当該申請に係る建築物が住宅の用途に供する建築物である場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を、当該申請に係る建築物が住宅以外の用途に供する建築物である場合は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）が行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を受け、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（第1号様式。以下この条及び第4条において「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項に規定する適合証は、法第35条第1項第1号及び第2号に掲げる認定基準について、次の各号に掲げる認定基準の全てに適合することを証したものとする。

- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
- (2) 一次エネルギー消費量に関する基準
- (3) その他の基準

(構造計算適合性判定)

第3条 法第35条第2項に規定する申出をする者は、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する計画である場合は、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項に規定する期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1項に規定する適合証
- (2) その他市長が必要と認める図書

(性能向上計画の変更申請)

第5条 認定建築主（法第36条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）が、法第36条第1項に規定する変更の認定の申請をするときは、第2条から前条まで

の規定を準用する。

(取下げ届)

第6条 申請者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける前に法第34条第1項の規定による申請を取り下げるときは、取下げ届(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第7条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等(法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)を取りやめるときは、取りやめ届(第3号様式)に省令第25条第2項に規定する認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(完了の報告等)

第8条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の建築工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書(第4号様式)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事監理報告書等の建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が行われたことが確認できる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 法第37条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上建築物状況報告書(第5号様式)に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第10条 法第38条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書(第7号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 法第39条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(第8号様式)により行うものとする。

(事前審査)

第12条 建築物のエネルギー消費性能に係る認定を申請しようとする建築物の所有者(第14条及び第15条において「申請者」という。)は、当該申請に係る建築物が住宅の用途に供する建築物である場合は評価機関審査を、当該申請に係る建築物が住宅以外の用途に供する建築物である場合は判定機関審査を受け、建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証(第9号様式。以下この条及び次条において「適合証」という。)の交付を受けるものとする。

2 前項に規定する適合証は、法第2条第3号に掲げる認定基準について、次の各号に掲げる認定基準の全てに適合することを証したものとする。

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

(2) 一次エネルギー消費量に関する基準

(3) その他の基準

(認定申請に必要な図書)

第13条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1項に規定する適合証

(2) その他市長が必要と認める図書

(取下げ届)

第14条 申請者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける前に法第41条第1項の規定による申請を取り下げるときは、取下げ届（第10号様式）を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第15条 市長は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしないときは、認定しない旨の通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第16条 法第42条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（第12号様式）により行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第17条 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の建築主は、登録省エネ判定機関による判定を受けるものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書)

第18条 省令第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付は、登録省エネ判定機関に求めるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が定める。